

堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金について

国において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯支援枠として 1 世帯当たり 3 万円を目安に給付する方針が決定されたことを受け、堺市では、7 月中旬から住民税非課税世帯に対して 1 世帯当たり 3 万円の支給を開始します（令和 5 年第 2 回市議会へ補正予算案を提案し、可決された場合を前提とします）。

1 支給対象者

令和 5 年度分の住民税が非課税である世帯（基準日：令和 5 年 6 月 1 日）

2 支給開始時期

令和 5 年 7 月中旬から

3 その他

今後内容等が変更になる場合があります。支給手続きなど詳細については、6 月中旬以降に堺市ホームページや市広報紙等でお知らせします。

（堺市ホームページ）

https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/rinji_tokubetsu_kyufukin.html

問 い 合 わ せ 先	（市の給付金に関すること） 担 当 課：健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 電 話：072-228-0375 ファックス：072-228-7853
	（国の制度に関すること） 担 当 課：健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課 電 話：072-228-7212 ファックス：072-228-7853